

2020年度版

一般社団法人 全国個室ユニット型施設推進協議会  
会員の皆様へ

一般社団法人 全国個室ユニット型施設推進協議会  
**役員賠償責任保険のご案内**

引き続き安心して役員に就任いただけるよう、役員の方々の賠償リスクを補償する、役員賠償責任保険をご案内いたします。



保険期間：2020年4月1日（午後4時）～2021年4月1日（午後4時）

募集締切日：2020年3月23日（月）

加入依頼書の送付先（一般社団法人 全国個室ユニット型施設推進協議会事務局）  
・保険料の振込先はP.4をご覧ください。

●中途加入につきましても随時受け付けています。

※中途加入の補償開始日は、申込み手続完了後（各月20日まで）の翌月1日になります。

一般社団法人 全国個室ユニット型施設推進協議会

※本団体制度は、全国個室ユニット型施設推進協議会が三井住友海上火災保険と一括して保険契約を行う団体契約です。

ご加入頂けるのは、申込人・記名法人が一般社団法人 全国個室ユニット型施設推進協議会の会員である社会福祉法人に限ります。

# 役員の責任

2017年4月の社会福祉法の一部改正により、理事・監事・評議員などの「役員の責任」が明文化、強化されました。

役員が負う 社会福祉法人に対する責任	内容
善管注意義務	理事、監事および評議員として、それぞれの立場において、その地位にある者ならば当然と考えられる注意を尽くさなければならない。
忠実義務	理事として法令・定款を遵守して、社会福祉法人のために忠実に業務を遂行しなければならない。
競業禁止義務	理事が競業取引を行う場合には、事前に理事会の承認を得なければならない。
利益相反取引回避義務	理事が利益相反取引を行う場合には、事前に理事会の承認を得なければならない。
報告義務	理事、監事は、社会福祉法人に著しい損害を及ぼすおそれある事実があることを発見した場合には、その事実を報告しなければならない。
損害賠償責任	理事、監事および評議員は任務を怠ったときには、社会福祉法人に対して損害賠償責任を負う。
役員が負う 第三者に対する責任	内容
一般不法行為責任	故意または過失により他人の権利を侵害した者は、それにより生じた損害を賠償しなければならない。
損害賠償責任	理事、監事および評議員は職務につき悪意・重大な過失があった場合に第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

役員が日々の業務においてその職務を怠ったり、故意・重大な過失があった場合には訴訟リスクに直面し、**思わぬ損害賠償につながる**おそれがあります。



- ◎ 賠償請求を受けた場合、**役員の皆様の個人の財産で賠償しなければなりません。**
- ◎ 賠償金の支払債務は相続の対象となり、相続人であるご家族が負担しなければなりません。

**役員賠償責任保険は、役員の損害賠償リスクを補償することで、役員の健全な経営判断および社会福祉法人の更なる発展をサポートします。**

## 補償の概要

社会福祉法人の役員等の皆様（被保険者）が、その業務について行った行為（不作為を含む）に起因して、保険期間中に役員の皆様に損害賠償請求がなされたことによって被る損害に対して、保険金をお支払いいたします。

第三者・従業員

役員（理事・監事）、評議員、  
理事会で選任された施設長

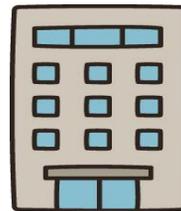
社会福祉法人



不法行為等に基づく  
損害賠償請求



債務不履行責任  
（善管注意義務違反）等に基づく  
損害賠償請求



民法第709条：不法行為責任等

民法415条：債務不履行責任等

## 第三者からの訴訟

## 法人からの訴訟

社会福祉法人の役員の業務遂行に関する賠償リスクを補償します。

### 想定される事故事例

#### 不適切な法人運営・管理

定款上許されない株式投資信託を購入し、値下がりによって損害を被った。常務理事(業務執行理事)の善管注意義務違反として、当該法人から訴えられた。

#### 職員の不正

職員が不正に資金を流用し、記名法人に損害が発生、債務の返済が不可能となった。役員としての監視・監督を怠ったとして、法人の債権者から損害賠償請求訴訟を提起された。

#### パワハラ・セクハラ

施設内でセクシュアルハラスメントを受けた女性職員から記名法人が何ら再発防止策を講じないためにセクシュアルハラスメントを受け続け、精神的苦痛を受けたとして、慰謝料につき、役員が損害賠償を請求された。

#### 職員の過労死・過労自殺

職員が過労死したのは、長時間労働を役員が容易に認識できたにもかかわらず問題を放置したことに重過失があるとして、遺族から役員に対して、損害賠償を請求された。

### この保険の必要性

#### 1. 役員の個人資産を守るため

今後、法改正を受けて役員への損害賠償請求が発生した場合、役員の皆様は損害賠償金や争訟費用を役員個人の資産で用立てる必要があります。その際の個人資産を守る手段としてご活用ください。

#### 2. クレーマーから損害賠償請求に備えて

法改正効果により「言いがかり」の損害賠償請求が増える可能性があります。役員賠償責任保険では、損害賠償責任を負担することとなった場合の賠償金だけでなく、損害賠償請求に対する争訟費用（弁護士費用・訴訟費用）も補償します。

#### 3. 役員の担い手を確保する為の環境整備として

主に外部から就任される**評議員・監事の方**にも、今回の法改正に伴う賠償責任が発生する可能性があります。安心してご就任いただくためにも、法人として役員賠償責任保険へ加入しておくことが大切です。

### この保険の特徴

1. 理事会にて選任された施設長も補償の対象となります。
2. 雇用慣行危険補償特約をセットすることにより、セクハラ・パワハラ等の雇用関係のトラブルにより、役員の皆様が管理責任を問われ、従業員から慰謝料等の請求を受けた場合にも対応いたします。
3. 記名法人から役員への損害賠償請求も補償いたします。
4. 損害賠償請求がなされる前の初期対応に際して、弁護士への相談や応訴の為に負担した費用を補償します。

## (1) 主な補償内容（お支払いの対象となる損害）

お支払いの対象となる損害	補償の概要	保険期間中 支払限度額	免責金額
①損害賠償金 (判決において支払いを命じられた損害賠償金、和解金等)	法律上の損害賠償責任に基づく賠償金をいいます。ただし、税金、罰金、料料、過料、課徴金または懲罰的損害賠償金もしくは倍額賠償金（これに類似するものを含みます。）の加重された部分および被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償金を含みません。	5000万円、1億円、3億円のいずれか。 ※身体障害・財物損壊等争訟費用に起因する損害については上記の10%	なし
②争訟費用 (弁護士に支払う着手金や報酬金等)	被保険者に対する損害賠償請求に関する争訟（訴訟、調停、和解または仲裁等をいいます。）によって生じた費用（被保険者または記名法人の従業員の報酬、賞与または給与等を除きます。）で、引受保険会社が妥当かつ必要と認めたものをいいます。争訟費用については、引受保険会社が必要と認めたときは、損害賠償請求の解決に先だって支払うことがあります。ただし、保険金を支払わない場合に抵触する可能性のある事例においては、損害賠償請求の解決に先だって争訟費用の支払いはできませんのでご了承ください。上記①と②の保険金は、加入者証記載の支払限度額 <sup>(注)</sup> を限度としてお支払いします。 <sup>(注)</sup> 支払限度額 保険期間を通じて引受保険会社がお支払いする保険金の限度額をいいます。法律上の損害賠償金のみならず、争訟費用を含めた保険金に対してこの限度額が適用されます。		

## (2) セットする主な特約

### 被保険者の範囲に関する特約（施設長用）

【特徴】役員だけでなく施設長も対象です！

理事、監事、評議員に加えて理事会において選任された施設長も補償の対象（被保険者）となります。

施設長も対象

### 会社訴訟補償特約

記名法人からなされた損害賠償請求に起因する損害に対して保険金をお支払いします。  
(ただし、初年度契約の保険期間の開始日より前に行われた行為に起因する一連の損害賠償請求については、保険金をお支払いしません。)

### 初期・訴訟対応費用補償特約

被保険者に対して日本国内において訴訟が提起された場合または提起されるおそれがあるとして引受保険会社に通知を頂いた場合に、争訟費用以外に被保険者が負担する以下に記載する費用（その額および使途が社会通念上妥当なものに限ります。）を基本契約の支払限度額を限度としてその内枠でお支払します。

◇お支払いする費用：訴訟に関する必要文書作成にかかる費用等  
(この特約においては、被保険者は理事、監事、評議員、理事会で選任された施設長および記名法人となります。)

### 被保険者間訴訟費用一部補償特約

保険金が支払われる損害賠償請求に起因して被保険者相互間の責任分担に関する訴訟が提起された場合に、被保険者が訴訟費用を負担することによって被る損害を補償します。

### 先行行為補償特約

初年度契約の保険期間の開始日の10年前の応当日以降に行われた行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

## (3) オプション特約

### 雇用慣行危険補償特約

【特徴】ハラスメントも対象にできます。

被保険者が使用人等に対して行った不当行為（①差別的行為、②ハラスメント、③不当解雇）に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

パワハラ・セクハラ  
不当解雇も対象

(4) 加入タイプと保険料

下表より保険料をご確認ください。各タイプとも免責金額は0円です。

年間保険料		(単位：円)					
雇用慣行危険補償特約なし	加入タイプ	支払限度額	総資産区分				
		1請求・保険期間中	10億円以下	10億円超～20億円以下	20億円超～50億円以下	50億円超～100億円以下	100億円超～200億円以下
	A	5,000万円	68,400	79,200	103,500	122,400	141,300
	B	1億円	100,800	116,100	153,000	180,000	207,900
C	3億円	189,900	218,700	287,100	338,400	389,700	
雇用慣行危険補償特約あり	加入タイプ	支払限度額	総資産区分				
		1請求・保険期間中	10億円以下	10億円超～20億円以下	20億円超～50億円以下	50億円超～100億円以下	100億円超～200億円以下
	D	5,000万円	75,600	87,300	114,300	135,000	154,800
	E	1億円	111,600	127,800	168,300	198,000	228,600
F	3億円	209,700	240,300	315,900	372,600	429,300	

契約者	一般社団法人 全国個室ユニット型施設推進協議会 ※この保険契約は、一般社団法人 全国個室ユニット型施設推進協議会を保険契約者とし、その会員である社会福祉事法人の役員を被保険者とする役員賠償責任保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は保険契約者が有します。
記名法人	一般社団法人 全国個室ユニット型施設推進協議会の会員である社会福祉法人
被保険者	記名法人のすべての役員(※) ※この保険における「役員」とは、理事・監事・評議員及び理事会にて選任された施設長をいいます。加入初年度契約の保険期間の初日以降に退任した役員及びこの保険期間中に新たに選任された役員も含まれます。
支払限度額 (1請求かつ保険期間中)	5,000万円・1億円・3億円の3パターンからご選択いただけます。 (免責金額はありません。)

(5) お申込方法

☆保険期間の途中からでもご加入が可能です。上記保険料の月割計算となります。

加入手続

- 添付の「加入申込票」、「告知事項申告書」に必要事項を記入・押印ください。
- 上記1の書類に加え、総資産額分かる決算資料（貸借対照表等）を添えて、以下宛先までご送付ください。

<ご送付先>

〒226-0015 神奈川県横浜市緑区三保町171-1  
全国個室ユニット型施設推進協議会 事務局

- 保険料は下記の口座まで募集締切日までにお振込みください。

<お振込み先>

三井住友銀行 麴町支店 普通預金 口座番号：8957644  
口座名義「一般社団法人 全国個室ユニット型施設推進協議会」

## 保険期間・保険適用地域

### ○保険期間

1年間となります。保険期間中に損害賠償請求を受けた場合（損害賠償請求をなされるおそれがあることを知り、引受保険会社に通知した場合を含みます。）に補償の対象となります。

### ○保険適用地域

保険適用地域とは、この保険で対象とする損害賠償請求の提起された地域をいいます。

この保険契約では、日本国内となります。

## 保険金をお支払いする主な場合

この役員賠償責任保険は、被保険者が、役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して、保険期間中に損害賠償請求を受けた場合に、被保険者が被る損害（法律上の損害賠償責任や争訟費用）に対して、保険金をお支払いします。

## 保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害賠償請求に対しては、保険金をお支払いしません。

○ 以下の◎については、それぞれの事由または行為が実際に生じた、または行われたと認められる場合に適用されるものとし、その適用の判断は被保険者ごとに個別に行います。

- ◎ 被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求
- ◎ 被保険者の犯罪行為<sup>（注1）</sup>に起因する損害賠償請求
- ◎ 法令に違反することを被保険者が認識しながら<sup>（注2）</sup>行った行為に起因する損害賠償請求
- ◎ 被保険者に報酬または賞与等が違法に支払われたことに起因する損害賠償請求
- ◎ 被保険者が、公表されていない情報を違法に利用して、株式、社債等の売買等を行ったことに起因する損害賠償請求

（次ページへ続く）

## 保険金をお支払いしない主な場合

(前ページからの続き)

- ◎ 次の者に対する違法な利益の供与に起因する損害賠償請求
  - ① 政治団体、公務員または取引先の会社役員、従業員等 (注3)
  - ② 利益を供与することが違法とされるその他の者
- 以下の●については、実際に生じた、または行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、適用されます。
  - 加入初年度契約の保険期間の開始日の10年前の応当日より前に行われた行為に起因する一連の損害賠償請求 (ただし、会社訴訟補償特約については、加入初年度契約の保険期間の開始日より前に行われた行為に起因する一連の損害賠償請求とします。)
  - 加入初年度契約の保険期間の開始日より前に、記名法人に対して提起されていた訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実と同一または関連する事実に起因する損害賠償請求
  - この保険契約の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合 (注4) に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求
  - この保険契約の始期日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求
  - 直接であると間接であると問わず、次の事由に起因する損害賠償請求
    - ① 汚染物質 (注5) の排出、流出、いっ出、漏出またはそれらが発生するおそれがある状態
    - ② 汚染物質 (注5) の検査、監視、清掃、除去、漏出等の防止、処理、無毒化または中和化の指示または要請
  - 直接であると間接であると問わず、核物質の危険性 (注6) またはあらゆる形態の放射能汚染に起因する損害賠償請求
  - 次に掲げるものに対する損害賠償請求。ただし、身体障害・財物損壊補償特約が付帯されていますので、被保険者がその職務を行うについて悪意または重大な過失があったとの事実に基づく場合を除きます。
    - ① 身体の障害 (注7) または精神的苦痛
    - ② 財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難 (注8)
    - ③ 口頭または文書による誹謗、中傷または他人のプライバシーを侵害する行為による人格権侵害

等

(注1) 刑を科せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑を科せられなかった行為を含みます。

(注2) 認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

(注3) それらの者の代理人、代表者または家族およびそれらの者と関係のある団体等を含みます。

(注4) 知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

(注5) 固体状、液体状、気体状もしくは熱を帯びた有害な物質、または汚染の原因となる物質をいい、煙、蒸気、すす、酸、アルカリ、化学物質および廃棄物等を含みます。廃棄物には再生利用される物質を含みます。

(注6) 核物質とは、核原料物質、特殊核物質または副生成物をいい、危険性には、放射性、毒性、または爆発性を含みます。

(注7) 疾病または死亡を含みます。

(注8) それらに起因する財物の使用不能損害を含みます。

- 雇用慣行危険補償特約は下記による損害賠償請求に対しても、保険金をお支払いしません。

- 役員または使用人が業務に従事中に被った身体の障害 (注9) に起因する損害賠償請求 (注10)
- 労働争議または団体交渉に起因する損害賠償請求
- 施設や設備等の新設、修理または改造等 (注11) に起因する損害賠償請求
- 直接であると間接であると問わず、ハラスメントを行った者に対してなされた損害賠償請求 (注12)
- 労働組合法第7条 (不当労働行為) または同様の内容を規定する各国・各地域の法令等 (注13) による不当労働行為によって生じた損害賠償請求 (注14)
- 被保険者の使用人に支払われる賃金 (注15) の支払によって被保険者が被る損害についての損害賠償請求

等

(注9) 障害に起因する死亡を含みます。

(注10) 労働基準法、労働災害補償保険法、もしくは船員保険法またはその他労働災害補償法令に定められた業務上災害補償の履行に関する損害賠償請求を含みます。

(注11) 法令等により定められているものを含みます。

(注12) ハラスメントが実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、ハラスメントがあったとの申し立てに基づき損害賠償請求がなされた場合にも適用されます。

(注13) 成文法であると、慣例法であると問いません。

(注14) 不当労働行為が実際に行われたと認められる場合に適用されます。

(注15) 本来支払われるべきであった賃金を含みます。

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。またご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

## 重要事項のご説明

この書面では会社役員賠償責任保険契約に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しております。ご加入前に必ずお読みいただき、お申し込みください。

お申し込みいただく際には、ご加入の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。

ご加入の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。普通保険約款・特約が必要な場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

申込人と記名被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、記名被保険者の方にも必ずご説明ください。

※加入申込票への記名・押印（または署名）は、この書面の受領印を兼ねています。

※この書面を、ご加入後にお届けする加入者証とあわせて保管くださいますようお願いいたします。

### 契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

## 1. 商品の仕組みおよび引受条件等

### (1) 商品の仕組み

#### 会社役員賠償責任保険普通保険約款

- |                       |                        |                          |
|-----------------------|------------------------|--------------------------|
| + 社会福祉法人特約            | + 先行行為補償特約             | + 保険契約の過誤に関する賠償請求補償対象外特約 |
| + 縮小支払割合不適用に関する特約     | + 会社訴訟補償特約             | + キャブティブ保険会社危険補償対象外特約    |
| + 被保険者間訴訟費用一部補償特約     | + 身体障害・財物損壊補償特約        | + 北米特殊リスク補償対象外特約         |
| + 被保険者の範囲に関する特約（施設長用） | + 初期・訴訟対応費用補償特約        | + 原子力危険補償対象外特約           |
| + 倒産危険補償対象外特約         | + 専門業務危険補償対象外特約        | + 知的財産権に関する賠償請求補償対象外特約   |
| + 石綿（アスベスト）危険補償対象外特約  | + 雇用慣行危険補償特約（D～Fタイプのみ） |                          |

### (2) 補償内容

- 被保険者（ご加入いただいた保険契約で補償を受けられる方をいいます。）

加入申込票（注）の「ご加入者（記名法人）」欄に記載された法人の全ての理事、監事、評議員、理事会にて選任された施設長が被保険者となります。

（注）引受保険会社にこの保険へのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

- 保険金をお支払いする主な場合

役員賠償責任保険のご案内の「保険金をお支払いする主な場合」（5ページ）をご参照ください。

- お支払いの対象となる損害

役員賠償責任保険のご案内の「お支払いの対象となる損害」（5ページ）をご参照ください。

- 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事項）

役員賠償責任保険のご案内の「保険金をお支払いしない主な場合」（5～6ページ）をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されております。

### (3) セットできる主な特約

雇用慣行危険補償特約

### (4) 保険期間

この保険契約の保険期間（保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。）は1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、役員賠償責任保険のご案内または加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。

### (5) 支払限度額等

役員賠償責任保険のご案内の「加入タイプと保険料」（4ページ）をご参照ください。

## 2. 保険料

保険料（注）は、支払限度額、保険期間等によって決定されます。詳細は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。お客さまが実際にご加入いただく保険料（注）につきましては、加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

（注）申込人が保険加入に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。

## 3. 保険料の払込方法について

役員賠償責任保険のご案内の「加入手続」の4ページをご参照ください。

## 4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

## 5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退（解約）に際しては、ご加入の条件に応じ、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただきます場合があります。注意喚起情報のご説明の「6.解約と解約返れい金」をご参照ください。

## 注意喚起情報のご説明

ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。

この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は普通保険約款・特約によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

### 1. ご契約申込みの撤回等（クーリングオフ）

このご契約は、一般社団法人全国個室ユニット型施設推進協議会が保険契約者となる団体契約であることから、クーリングオフの対象ではありません。

### 2. 告知義務・通知義務等

#### (1) ご加入時における注意事項（告知義務－加入申込票の記載上の注意事項）

＜特にご注意ください＞

申込人または被保険者には、ご加入時に加入申込票<sup>(注)</sup>の記載事項について事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があり、代理店・扱者には告知受領権があります（代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。）。

加入申込票<sup>(注)</sup>に記入された内容のうち、※印がついている項目は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と異なる場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込票<sup>(注)</sup>の記載内容を必ずご確認ください。

（注）引受保険会社にご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容（保険の種類、保険金額等）を告知してください。補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

#### (2) ご加入後における注意事項（通知義務）

＜特にご注意ください＞

ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、あらかじめ（事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく）代理店・扱者または引受保険会社にご通知ください。

ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

○ご加入時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合

また、ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生する場合には、ご加入内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく代理店・扱者または引受保険会社にご通知ください。

◇ご住所の変更等、加入者証に記載された事項を変更する場合

◇契約条件を変更する場合

### 3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、役員賠償責任補償制度の「加入手続」(4ページ)記載の方法により払込みください。記載の方法により保険料を払込みいただけない場合、保険期間が始まった後でも、保険金をお支払いできません。

### 4. 保険金をお支払いしない主な場合等

#### (1) 保険金をお支払いしない主な場合

役員賠償責任保険のご案内の「保険金をお支払いしない主な場合」(6ページ)をご参照ください。なお、保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますのでご確認ください。

#### (2) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

### 5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

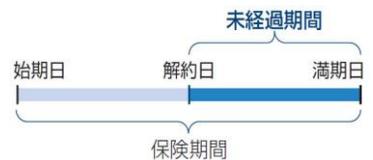
＜特にご注意いただきたいこと＞

役員賠償責任保険のご案内の「加入手続」(4ページ)記載の方法により払込みください。記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。

## 6. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退（解約）される場合は、代理店・扱者または引受保険会社に速やかにお申出ください。

- 解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間（右図をご参照ください。）分よりも少なくなります。たとえば、保険期間1年・一時払のご契約を始期日から6か月後に解約した場合、解約返れい金は払い込んでいただいた保険料の半分よりも少なくなります。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。
- ご解約に伴い、保険料の払込状況等の条件によっては、解約日または満期日等までの期間に払い込んでいただくべき保険料について追加のご請求をさせていただくことがあります。追加のご請求をさせていただいた場合には、その保険料を払い込んでいただく必要があります。



## 7. 保険会社破綻時等の取扱い

- 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。
- この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。（保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。）
- 補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

## 8. 契約取扱者の権限

契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

## 9. 個人情報の取扱い

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

### 【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS & A Dインシュアランスグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

### ○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等との間で、登録または交換を実施することがあります。

### ○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

## その他ご留意いただきたいこと

ご加入に際してご確認いただきたいその他の事項を記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

### 1. ご契約時にご注意いただきたいこと

#### ●ご契約条件

著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや、補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

### 2. ご契約後にご注意いただきたいこと

#### ●加入者証の確認・保管

ご加入いただいた後でお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

### 3. 損害賠償請求がなされた場合の手続

#### (1) 損害賠償請求がなされた場合の引受保険会社へのご連絡等

損害賠償請求がなされた場合、または損害賠償請求がなされるおそれのある状況を知った場合には、次の事項を代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。

- 損害賠償請求を最初に知ったときの状況  
○申し立てられている行為 ○原因となる事実

#### 三井住友海上へのご連絡は

24時間365日事故受付サービス  
「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

**0120-258-189** (無料)へ

なお、上記のご連絡をいただいた後に、遅滞なく引受保険会社に書面によりご通知いただく必要があります。

#### (2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、次表の書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただけます。詳細は代理店・扱者または引受保険会社にご相談ください。

※1 特約に基づいて保険金の請求を行う場合は、次表の書類のほか、それぞれの特約に定める書類をご提出いただけます。

※2 事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1) 引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2) 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害の発生を確認する書類およびその他これに類する書類 <sup>(注)</sup>  (注) 損害賠償が請求されたまたは損害賠償の請求がなされるおそれを最初に知った時の状況・日時・場所、申し立てられている行為、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の訴訟提起のおそれの通知、被保険者に対する提訴請求書（写）、保険事故通知書、責任追及等の訴えを提起しない理由を記載した書面（写）、免責事由該当性を確認する書類
(3) 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類	
① 損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	株主名簿および株主名簿記載事項（その他、損害賠償請求権者が株主であることを証明する資料を含みます。）、住民票、戸籍謄本、登記簿謄本
② 損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類	示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書
③ 共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	権利移転証（兼）念書
(4) 被保険者が負担した費用の額を示す書類	支出された争訟費用等の費用が確認できる書類・明細書
(5) その他必要に応じて引受保険会社が求める書類	
① 保険金請求権者を確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書
② 引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	引受保険会社所定の同意書
③ 他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知
④ 保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書

- 引受保険会社は、保険金請求に必要な書類（注1）をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項（注2）の確認を終えて保険金をお支払いします（注3）。  
 （注1） 保険金請求に必要な書類は、10ページの表をご覧ください。  
 （注2） 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。  
 （注3） 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。
- 保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款および特約でご確認ください。
- 損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権（他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利）を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

**（3）示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめてください。**

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

**この保険に関するお問い合わせ先は**

<代理店・扱者> 株式会社保険総合研究所  
 住所 〒630-8014  
 奈良県奈良市四条大路2-2-12  
 TEL：0742-33-2377 FAX：0742-35-3412

<引受保険会社> 三井住友海上火災保険株式会社  
 奈良支店 奈良第一支社  
 住所 〒630-8115  
 奈良県奈良市大宮町3-4-29 大宮西田ビル4F  
 TEL：0742-30-3201 FAX：0742-36-6304

保険に関するご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277（無料）

【受付時間】 平日 9：00～20：00  
 土日・祝日 9：00～17：00（年末・年始は休業させていただきます）  
 ※2020年10月より平日の電話受付時間は9：00～19：00になります。

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808〔ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）〕

【受付時間】 平日 9：15～17：00（土日・祝日および年末・年始を除きます）

- ・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- ・おかけ間違いにご注意ください。

詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/>）

(ご注意) ★印の項目は、大切な項目です。訂正する場合は被保険者の訂正印(または訂正署名)をお願いします。

告知書

(社会福祉法人向け)

# 会社役員賠償責任保険

## 告知事項申告書

証券 番号	N	E	7	4	0	0	3	6	5	6	明細 番号				
----------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----------	--	--	--	--

&lt;ご記入に際してのご注意&gt;

この告知事項申告書のご申告の内容によっては、引受をお断りすることがありますのであらかじめご了承ください。ご契約いただく際には、保険契約の締結に先立ち、この告知事項申告書に本保険の被保険者となる理事の方のうち、どなたか一名にご署名またはご記名・ご押印をお願いします。ご申告いただいた内容は、すべての被保険者(理事、監事、評議員、施設長)に適用されますので、ご注意ください。この告知事項申告書は、保険契約締結時における告知書として保険証券に添付されます。

**この書面の項目は、会社役員賠償責任保険普通保険約款に規定する「当社が保険申込書において定めた危険に関する重要な事項」であり、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分にご確認のうえご回答(記入)ください。**

告知事項申告書記入日 年 月 日

記名・押印(または署名)

印

(理事)

確認事項		告知内容★									
1. 法人・役員 基本情報	1 法人名										
	2 事業内容										
	3 記名法人の設立年月日										
	4 理事会の設置	( 有 ・ 無 )									
	5 記名法人の役員等の人数の内訳を下表にご記入ください。										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>役職</th> <th>人数 ( 年 月 日時点)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理事</td> <td>名 (うち、代表理事 名)</td> </tr> <tr> <td>監事</td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>評議員</td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>その他(施設長等)(役職名: )</td> <td>名</td> </tr> </tbody> </table>	役職	人数 ( 年 月 日時点)	理事	名 (うち、代表理事 名)	監事	名	評議員	名	その他(施設長等)(役職名: )
役職	人数 ( 年 月 日時点)										
理事	名 (うち、代表理事 名)										
監事	名										
評議員	名										
その他(施設長等)(役職名: )	名										

確認事項	告知内容★
2. 法人資産 の状況	<p>最新の貸借対照表、事業活動収支計算書を2期分ご提出ください。</p> <p>別紙にてご提出ください。ホームページで確認できる場合は不要です。その場合、直近の書類等が確認できるURLをご記入ください。<a href="http://">http://</a></p>

確認事項		告知内容★
3. 事故歴等  それぞれの質問について「はい」の場合は、その詳細をご記入ください。	1 記名法人の役員等に対して提起された損害賠償請求が過去3年間または現時点においてありますか?	<input type="checkbox"/> はい ⇒ <input type="checkbox"/> いいえ
	2 記名法人の役員等に対して、損害賠償請求が提起される可能性のある行為(不作為を含みます。)を認識していますか?	<input type="checkbox"/> はい ⇒ <input type="checkbox"/> いいえ
	3 記名法人または記名法人の役員が、訴訟等に過去3年間において関与したことがありますか?または訴訟等に現在関与していますか?	<input type="checkbox"/> はい ⇒ <input type="checkbox"/> いいえ
	4 この会社役員賠償責任保険と補償内容の全部または一部が同じである他の保険契約または共済契約がありますか?	<input type="checkbox"/> はい ⇒ <input type="checkbox"/> いいえ
	5 他の保険会社等から、この会社役員賠償責任保険と補償内容の全部または一部が同じである他の保険契約または共済契約の引受を拒絶または解除されたことがありますか?	<input type="checkbox"/> はい ⇒ <input type="checkbox"/> いいえ

この保険契約に関する個人情報について、当社がこの保険引受の審査および履行等のために利用することに同意のうえ、ご記入ください。ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人 日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。詳細については、当社ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

(ご注意) ★印の項目は、大切な項目です。訂正する場合は被保険者の訂正印(または訂正署名)をお願いします。  
一般社団法人全国個室ユニット型施設推進協議会 御中

<全国個室ユニット型施設推進協議会 会員法人専用>

## 団体役員賠償責任補償制度 加入申込票

—会社役員賠償責任保険(D&O)保険—

### ●ご記入に際してのご注意

- ・加入申込票には事実を正確にご回答(記入)ください。※印の項目は危険に関する重要な事項であり、ご回答内容が事実と相違する場合はご契約を解除し、保険金をお支払いできない場合がありますので、十分に確認のうえご回答(記入)ください。
- ・この告知事項申告書のご申告の内容によっては、引き受けをお断りすることがありますのであらかじめご了承ください。ご加入いただく際には、保険契約の締結に先立ち、この告知事項申告書に本保険の被保険者となる理事のうち、どなたか一名にご署名またはご記名・ご捺印をお願いします。ご申告いただいた内容は、すべての被保険者(理事、監事、評議員、施設長等の役員)に適用されますので、ご注意ください。

加入申込票記入日	年 月 日	記名・押印(または署名) <法人名・代表者名>
保険契約の重要な事項に関する説明書類を受け取るとともに、申込内容が意向に沿ったものであることを確認し、個人情報の取扱いに同意のうえ、加入を申し込みます。		印

## 加入申込票

以下のとおり加入を申し込みます。

### ●保険期間

保険始期	2020年 4月 1日 午後 4時	~	保険終期	2021年 4月 1日 午後 4時まで
------	-------------------	---	------	---------------------

### ●ご加入者情報

ご加入者 <申込人>  (記名法人)	か)	担当部署名	
	漢字)	役職名	
		担当者名	
住所	〒( )	連絡先 TEL	( )
		連絡先 FAX	( )

### ●保険料算出条件

総資産額※ 貸借対照表の「負債及び純資産の部合計」の金額を 百万円単位でご記入ください。	百万円	*直近会計年度(2019年3月末)の 総資産額をご記入ください
--	-----	------------------------------------

### ●ご加入タイプ

雇用慣行危険補償特約	なし	あり	年間保険料
支払限度額 5000万円	A	D	円
支払限度額 1億円	B	E	円
支払限度額 3億円	C	F	円

【保険料振込予定日】 年 月 日

他の保険契約等※ この保険契約で保険金のお支払対象となる 損害を補償する他の保険契約等がある。(あ りのときは右欄に記入、記入がない場合は 「なし」となります)	会社名	保険金額・支払限度額
	保険種類	過去3年間における事故 あり → ありの場合 回

### <加入手続きの流れ>

1. 「加入申込票」「告知事項申告書」に必要書類をご記入の上、総資産額の分かる決算資料(貸借対照表等)を添えて、下記事務局までご送付ください。

<ご送付先>

〒226-0015 神奈川県横浜市緑区三保町 171-1  
全国個室ユニット型施設推進協議会 事務局

2. 保険料は下記の口座まで募集締切日までにお振込みください。

<お振込み先>

三井住友銀行 麹町支店 普通預金 口座番号 8957644  
口座名義 「一般社団法人 全国個室ユニット型施設推進協議会」